(目的)

第1条 この要領は、函館市国民健康保険条例(昭和44年函館市条例 第26号)第2条第1項に規定する函館市国民健康保険運営協議会 (以下「協議会」という。)の運営に関し、函館市国民健康保険条例 施行規則(昭和44年函館市規則第25号。以下「規則」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市長による協議会の招集)

第2条 市長は、協議会の会長が定まっていない場合その他やむを得ない理由がある場合は、規則第3条の規定にかかわらず、協議会を招集することができる。

(書面会議の開催)

- 第3条 会長は,災害その他やむを得ない理由により協議会を招集する ことができない場合は,議事の概要を記載した書面を各委員に送付し, 期日を指定して賛否を問い,または意見を求め,協議会の会議に代え ることができる。
- 2 前項の場合においては、規則第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「出席」とあるのは「賛否または意見を提出」と、「会議」とあるのは「書面会議」と、「出席の催告をしても、なおその定数に達しないとき、または開会後定数に達しても、その後において達しなくなったとき」とあるのは「賛否または意見の提出を催告しても、なおその定数に達しないとき」と読み替えるものとする。

附則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。